

市川市子ども・子育て支援事業計画 概要

1. 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法（抜粋）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○計画期間

第1期：平成27年度～平成31年/令和元年度

第2期：令和2年度～令和6年度

第3期：令和7年度～令和11年度（今期会議策定）

○主な計画必須記載事項（法第61条第2項関係）

①市が設定する区域（教育・保育提供区域）ごとの、**特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業**の、必要定員数の見込み（**量の見込み**）及び見込みに対する計画期間中の提供体制（**確保方策**）

《参考・第2期市川市子ども・子育て支援事業計画・北部3号認定(0歳児)》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		270人	266人	265人	268人	268人
確保方策	特定教育・保育施設	179人	199人	219人	219人	219人
	特定地域型保育事業	24人	36人	48人	54人	54人

※特定教育・保育施設とは、市が施設型給付費の対象と「確認」した幼稚園・認定こども園及び保育園のこと。

※特定地域型保育事業とは、市が施設型給付費の対象と「確認」した家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業のこと。

②市が設定する区域（教育・保育提供区域）ごとの、**地域子ども・子育て支援事業**における必要定員数の見込み（**量の見込み**）及び見込みに対する計画期間中の提供体制（**確保方策**）
《参考・第2期市川市子ども・子育て支援事業計画・放課後児童健全育成事業》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,153人	5,234人	5,308人	5,355人	5,307人
確保方策	5,830人	5,940人	5,940人	5,940人	5,940人

※地域子育て支援事業とは、放課後児童健全育成事業（放課後保育クラブ）、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、親子つどいの広場、こども館）、子育て短期支援事業（ショートステイ事業等）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等のこと。

○その他計画任意記載事項

- ・産休・育休明けの教育・保育施設等の円滑な利用の確保について
- ・専門的な知識・技術を要する子どもの支援に関する施策の都道府県との連携について
- ・労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境整備に関する施策との連携について

2. 計画策定の流れ

市民ニーズ調査の実施

- ・量の見込みの算定や、子育てに関する市民の意向を把握するため、市民へのアンケート調査を実施

調査結果まとめ・量の見込み検討

- ・市民ニーズ調査を受け、量の見込みを算定、子ども・子育てで会議にて審議

確保方策、進行管理事業の検討

- ・量の見込みに合わせて確保方策や、市民意向を踏まえた進行管理事業を選定

市川市子ども・子育て支援事業計画完成

3. 計画策定スケジュール

【令和5年度】

	子ども・子育て会議での審議	策定作業
8月	第1回子ども・子育て会議	
9月		ニーズ調査内容検討
10月	第2回子ども・子育て会議 ：ニーズ調査内容の審議	
10月 ～12月		ニーズ調査実施 ：就学前及び小学生のいる世帯 7,000 世帯 に対しアンケート発送
1月	第3回子ども・子育て会議 ：ニーズ調査結果の報告 量の見込み算定について審議	
2月～		量の見込み及び確保方策の検討

【令和6年度】

	子ども・子育て会議での審議	策定作業
4月		量の見込み及び確保方策の検討 進行管理事業等の検討
5月	第1回子ども・子育て会議 ：量の見込み・計画概要の審議	
～7月		計画案のとりまとめ
8月	第2回子ども・子育て会議 ：計画案の審議	
9月		計画案の修正
10月	第3回子ども・子育て会議 ：計画案の審議	
11月	第4回子ども・子育て会議 ：計画案の審議 パブリックコメント案の検討	
12月 ～1月	パブリックコメントの実施	パブリックコメント結果を踏まえた計画の修正
1月	第5回子ども・子育て会議 ：パブリックコメント結果の報告 計画案最終調整	
3月		計画完成

4. 市町村子ども計画について

令和5年4月 子ども基本法が施行（詳細別紙）

⇒次代の社会を担う全ての子どもが、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すもの。

市町村に求められること

○市町村子ども計画の策定（子ども基本法第10条）

- ・市町村は、子ども大綱（及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画（「市町村子ども計画」）を定めるよう努めるもの
- ・計画の策定にあつては、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして策定することが可能
⇒子ども・子育て支援法：『市川市子ども・子育て支援事業計画』
子どもの貧困対策の推進に関する法律：『（仮称）市川市子どもの貧困対策計画』
※貧困対策計画については現在策定中

○子ども等の意見を反映した子ども施策の策定・実施・評価（子ども基本法第11条）

- ・施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずる。
（必要な措置の例）
- 子どもや若者を対象としたパブリックコメントの実施
- 審議会・懇談会等の委員等への子どもや若者の参画の促進
- 子どもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取

○今後の検討事項

- ① 計画の統合について
- ② 子ども等からの意見聴取について

⇒今後の国・県の動向を見ながら、市川市としての子ども計画策定について、子ども・子育て会議の意見を伺いながら検討する。